

指定介護老人福祉施設事業 運営規程

社会福祉法人 近代老人福祉協会
指定介護老人福祉施設ニューバード

指定介護老人福祉施設事業運営規程[ニューバード]

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 近代老人福祉協会が設置運営する介護老人福祉施設 ニューバード（以下、「事業所」という。）が行う指定介護老人福祉施設事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員・看護師・ケアワーカー等（以下、「職員等」という。）が要介護状態にある高齢者（以下、「要介護者」という。）に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービス（以下、「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所の職員等は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、及び療養上の世話を行うことにより、要介護者がその有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るようにすることを目指すものとする。又、要介護者またはその家族等の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設サービスを提供するように努めなければならない。
- 2 事業所の職員等は、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下、「ユニット部分」という。）にあっては、入居前に居宅における生活と入居後の生活が連続したものになるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことが出来るよう支援する。
- 3 事業所の職員等は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家族との結び付きを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 名 称 | 指定介護老人福祉施設 ニューバード |
| (2) 所 在 地 | 横浜市港北区新羽町2530-4 |
| (3) 定 員 | 100名 |
| (4) ユニット数 | 10ユニット 各ユニット定員10名 |

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | |
|---|------------|
| (1) 管理者（施設長） | 1人 |
| 管理者(施設長)は、事業所の職員等及び業務の管理を一元的に行う。 | |
| (2) 生活相談員 | 1人以上 |
| 生活相談員は、入居者の入退所業務を行うと共に入居者及びその家族等の相談業務並びに保健医療福祉サービスの提供機関との相談調整業務を行う。 | |
| (3) 介護支援専門員 | 1人以上 |
| 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。 | |
| (4) 機能訓練指導員 | 1人以上 |
| 機能訓練指導員は、入居者の機能訓練に当たる。 | |
| (5) 医師 | 1人（非常勤） |
| 医師は、入居者の健康管理に当たる。 | |
| (6) 看護職員 | 3以上（常勤換算） |
| 看護職員は、医師と密接な連携を取り、服薬管理等の健康管理に当たる。 | |
| (7) ケアワーカー | 31以上（常勤換算） |
| ケアワーカーは、施設サービスの介護等の提供に当たる。 | |
| (8) 管理栄養士 | 1人以上 |

管理栄養士は、食事の提供に当り、バランスの良い栄養価を考慮した献立の作成、調理の指導、及び栄養ケア計画の作成に当たる。

2 前項に定めるもののほか、施設の運営上必要な職員を配置するものとする。

(施設サービスの内容及び利用料等)

第5条 施設サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 居室の提供
- (2) 食事・入浴・排泄等の介護
- (3) 相談及び援助
- (4) 生活上の便宜の供与
- (5) 日常生活上の世話
- (6) 機能訓練
- (7) 健康管理
- (8) 療養上の世話

2 施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法の定める施設サービス費によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、各入居者の負担割合に応じた額とする。尚、詳細は別表1の料金表のとおりとする。

3 入居者の居住に要する費用については、必要となる費用（以下「居住費」という。）の額の支払いを受けることができる。尚、その居住費の額は別表2に定めるものとする。

4 入居者の食事及び栄養管理については、個別の栄養ケア計画に基づき、その食事、摂食、嚥下機能に応じた食形態等、低栄養状態の予防・改善に努めるとともに、入居者の嗜好等に配慮した食事を提供するものとし、その費用については、別表3に定める額の支払いを受けることができるものとする。

5 前各項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるものについても支払いを受けることができる。尚、次の各号に掲げるサービスについては、入居者の希望のあった場合に提供するものとし、その費用の額は別表4により定めるものとする。

- (1) 預り金等の管理
- (2) おやつ（嗜好飲料含む）
- (3) ヨーグルト（嗜好飲料含む）
- (4) 理美容
- (5) 教養娯楽の提供
- (6) レクリエーション（手芸等）
- (7) おやつ作り等
- (8) 行事食
- (9) コピーサービス
- (10) 個人用テレビ等電気機器の持込
- (11) ドライクリーニング
- (12) 特別室費

6 前各項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

(施設利用にあたっての留意事項)

第6条 施設サービスを利用する者は、次に掲げることに留意し、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 施設サービスは、施設サービス計画に基づいて供与されるものである。
- (2) 館禁煙とする。
- (3) 他の入居者及び職員等に対し、秩序を乱す言動を行わないこと。

- (4) 外出・外泊は家族の付き添い又は職員等が付き添うこととし、一人での外出・外泊はしないこと。
- (5) 共用のテレビ等については、入居者同士の話し合いで使用する。
- (6) 衣類等には、必ず氏名を記入する。

(緊急時における対応方法)

第7条 事業所は、施設サービスを実施中に、入居者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医師又は主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者（施設長）に報告し、身元保証人に連絡・報告する。

(非常災害対策)

第8条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、入居者に対して定期的（年2回以上）に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 事業者は、入居者が火災等の災害により緊急避難が必要とする事態が生じたときは、入居者に対して必要な措置を講じる。

(サービス提供記録の保存)

第9条 施設サービスを提供した際には、その提供日及び内容、その他必要な記録を所定の書面等に記載し保存する。保存期間は、その完結の日から5年間とする。

(個人情報保護および守秘義務について)

第10条 事業者は個人情報の取り扱いに関し個人情報保護法に関する法令、ガイドライン等規範を遵守する。また、職員は業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この項については、就業中に限らず退職後にあっても同様である。

(損害賠償)

第11条 入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(入退所)

第12条 事業所は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難なものに対し、施設サービスを提供するものとする。

- 2 事業所は、正当な理由なく施設サービスを拒んではならないものとする。
- 3 事業所は、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めるものとする。また、入退所の判定にあたっては、「特別養護老人ホーム ニューバード入退所検討委員会基準」に基づき、入退所における透明性・公平性を確保し、かつ介護保険制度の趣旨に即した施設サービスの円滑な実施に努めるものとする。
- 4 事業所は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

(苦情処理)

第13条 事業所はこの事業の実施に当り、入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為相談窓口の設置、その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、市区町村及び国民健康保険団体連合会が行う照会等に応じ、入居者からの苦情に関し保険者及び国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

(身体拘束等)

第14条 事業所の職員等は、入居者に対する施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならないものとする。拘束を行う場合は別途定める基準に従うものとする。

（虐待防止）

第15条 事業所の職員等は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（看取り介護）

第16条 入居者が医師より「回復困難」と診断された時に、医療機関ではなく当施設での終末期ケアを希望される場合には、当施設の「看取り介護に関する指針」に従って介護支援を行うものとする。

（職員研修）

第17条 サービスの質を維持し、常に向上を図るため、事業所は研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- （1）定期的な職務研修
- （2）外部講習会への参加
- （3）採用時研修

（その他）

第18条 この規程に定めのない事項については、介護保険法その他関連法令により、施設長が決定する。

付則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

改定 平成20年11月1日から施行する。

改定 平成21年1月1日から施行する。

改定 平成21年4月1日から施行する。

改定 平成22年10月1日から施行する。

改定 平成23年1月1日から施行する。

改定 平成24年4月1日から施行する。

改定 平成24年8月1日から施行する。

改定 平成25年3月1日から施行する。

改定 平成25年5月1日から施行する。

改定 平成26年4月1日から施行する。

改定 平成28年4月1日から施行する。

改定 平成30年4月1日から施行する。

改定 平成30年8月1日から施行する。

改定 平成31年4月1日から施行する。

改定 令和元年10月1日から施行する。

改定 令和3年4月1日から施行する。

改定 令和3年8月1日から施行する。

改定 令和4年10月1日から施行する。

改定 令和6年4月1日から施行する。

改定 令和6年8月1日から施行する。

改定 令和8年6月1日から施行する。

(別表 1)

1. 運営規程第5条第2項に規定する料金

(1) 基本利用料金

単位：円

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
サービス利用料金	7, 182円	7, 932円	8, 736円	9, 497円	10, 237円
介護保険から 給付される金額	(1割) 6, 463円 (2割) 5, 745円 (3割) 5, 027円	(1割) 7, 138円 (2割) 6, 345円 (3割) 5, 552円	(1割) 7, 862円 (2割) 6, 988円 (3割) 6, 115円	(1割) 8, 547円 (2割) 7, 597円 (3割) 6, 647円	(1割) 9, 213円 (2割) 8, 189円 (3割) 7, 165円
サービス利用料金 自己負担額 (1)	(1割) 719円 (2割) 1, 437円 (3割) 2, 155円	(1割) 794円 (2割) 1, 587円 (3割) 2, 380円	(1割) 874円 (2割) 1, 748円 (3割) 2, 621円	(1割) 950円 (2割) 1, 900円 (3割) 2, 850円	(1割) 1, 024円 (2割) 2, 048円 (3割) 3, 072円
食費 (2)	1, 720円				
居住費(3)	3, 300円				
自己負担額合計 (1)+(2)+(3)=(4)	(1割) 5, 739円 (2割) 6, 457円 (3割) 7, 175円	(1割) 5, 814円 (2割) 6, 607円 (3割) 7, 400円	(1割) 5, 894円 (2割) 6, 768円 (3割) 7, 641円	(1割) 5, 970円 (2割) 6, 920円 (3割) 7, 870円	(1割) 6, 044円 (2割) 7, 068円 (3割) 8, 092円

(2) 加算費用

単位：円

	加 算 項 目	料 金	加算単位	算定
加算費用	1. 精神科医療療養指導加算	(1割) 6円 (2割) 11円 (3割) 16円	5単位	○
	2. 再入所時栄養連携加算	(1割) 429円 (2割) 858円 (3割) 1, 287円	400単位/回	
	3. 療養食加算	(1割) 7円 (2割) 13円 (3割) 20円	6単位/食	
	4. 経口移行加算	(1割) 30円 (2割) 60円 (3割) 90円	28単位	
	5. 経口維持加算Ⅰ	(1割) 429円/月 (2割) 858円/月 (3割) 1, 287円/月	400単位/月	
	6. 経口維持加算Ⅱ	(1割) 108円/月 (2割) 215円/月 (3割) 322円/月	100単位/月	
	7. 日常生活継続支援加算	(1割) 50円 (2割) 99円 (3割) 148円	46単位	○
	8. 口腔衛生管理加算	(1割) 97円/月 (2割) 193円/月 (3割) 290円/月	90単位/月	
	9. 看護体制加算 (Ⅰ)	(1割) 5円 (2割) 9円 (3割) 13円	4単位	○
	10. 看護体制加算 (Ⅱ)	(1割) 9円 (2割) 17円 (3割) 26円	8単位	○
	11. 夜勤職員配置加算 (Ⅱ) □	(1割) 20円 (2割) 39円 (3割) 58円	18単位	○
	12. 夜勤職員配置加算 (Ⅳ) □	(1割) 23円 (2割) 45円 (3割) 68円	21単位	
	13. 初期加算	(1割) 33円 (2割) 65円 (3割) 97円	30単位	

14. 安全対策体制加算	(1割) 22円 (2割) 43円 (3割) 65円	20単位/回	○
15. 入院・外泊時費用	(1割) 264円 (2割) 528円 (3割) 792円	246単位	
16. 外泊時サービス提供加算	(1割) 601円 (2割) 1,201円 (3割) 1,801円	560単位	
17. 個別機能訓練加算	(1割) 13円 (2割) 26円 (3割) 39円	12単位	
18. 生活機能向上連携加算 (上記の加算算定の場合)	(1割) 108円 (2割) 215円 (3割) 322円	100単位/月	
19. 生活機能向上連携加算	(1割) 215円 (2割) 429円 (3割) 644円	200単位/月	
20. 配置医師緊急時対応加算	(1割) 697円 (2割) 1,394円 (3割) 2,091円	早朝・深夜 650単位	
	(1割) 1,394円 (2割) 2,788円 (3割) 4,181円	深夜 1300単位	
21. 看取り介護加算Ⅰ 死亡日	(1割) 1,373円 (2割) 2,745円 (3割) 4,117円	1280単位	
2 死亡日の前日又は前々日	(1割) 729円 (2割) 1,458円 (3割) 2,187円	680単位	
3 死亡日以前4日～30日前	(1割) 155円 (2割) 309円 (3割) 463円	144単位	
4 死亡日以前45日～31日前	(1割) 78円 (2割) 155円 (3割) 232円	72単位	
22. 看取り介護加算Ⅱ 死亡日	(1割) 1694円 (2割) 3,388円 (3割) 5,082円	1580単位	
2 死亡日の前日又は前々日	(1割) 837円 (2割) 1,673円 (3割) 2,509円	780単位	
3 死亡日以前4日～30日前	(1割) 155円 (2割) 309円 (3割) 463円	144単位	
4 死亡日以前45日～31日前	(1割) 78円 (2割) 155円 (3割) 232円	72単位	
23. 生産性向上推進体制加算Ⅱ	(1割) 11円 (2割) 22円 (3割) 33円	10単位/月	○
24. 在宅復帰支援機能加算	(1割) 11円 (2割) 22円 (3割) 33円	10単位	
25. 退所前訪問相談援助加算	(1割) 494円 (2割) 987円 (3割) 1,480円	460単位	
26. 退所後訪問相談援助加算	(1割) 494円 (2割) 987円 (3割) 1,480円	460単位	
27. 退所時相談援助加算	(1割) 429円 (2割) 858円 (3割) 1,287円	400単位	
28. 退所前連携加算	(1割) 536円 (2割) 1,072円 (3割) 1,608円	500単位	
29. 在宅入所相互利用加算	(1割) 43円 (2割) 86円 (3割) 129円	40単位	
30. 認知症行動・心理症状緊急 対応加算	(1割) 215円 (2割) 429円 (3割) 644円	200単位	
31. 若年性認知症入所者受入加 算	(1割) 129円 (2割) 258円 (3割) 386円	120単位	
32. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ロ	サービス利用料自己負担額と上記費用の合計額の17.6%相当額		○

(別表 2)
運営規程第5条第3項に規定する料金

単位：円

項 目	金 額	摘 要
居住費（1日あたり）	3, 3 0 0	ユニット型個室

(別表 3)
運営規程第5条第4項に規定する料金

単位：円

項 目	金 額	摘 要
食 費	4 4 0	朝食
	6 7 0	昼食
	6 1 0	夕食
計（1日あたり）	1, 7 2 0	

※負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載している負担限度額とする。

1日あたり

単位：円

対 象 者		区分	居住費	食費
生活保護受給者		利用者負担 段階 1	8 8 0	3 0 0
市町村民税 非課税世帯	高齢福祉年金受給者			
	合計所得金額と公的年金等収入額の合計 が 80 万円以下	利用者負担 段階 2	8 8 0	3 9 0
	合計所得金額と公的年金等収入額の合計 が 80 万円超 120 万円以下	利用者負担 段階 3-①	1, 3 7 0	6 5 0
	合計所得金額と公的年金等収入額の合計 が 120 万円超	利用者負担 段階 3-②	1, 3 7 0	1, 3 6 0
上記以外の方		利用者負担 段階 4	3, 3 0 0	1, 7 2 0

(別表 4)
運営規程第5条第5項に規定する料金（介護保険対象外サービス）

単位：円

項 目	金 額	摘 要
預り金管理費	2, 0 0 0	1 ヶ月
理美容代	実費	
おやつとヨーグルト（嗜好飲料含む）	2 6 0	1 日（入居者の希望による）

おやつ（嗜好飲料含む）	210	1日（入居者の希望による）
ヨーグルト（嗜好飲料含む）	105	1日（入居者の希望による）
教養娯楽・レクリエーション費 （材料代）	実費	手芸等を行った場合
食材料費	実費	おやつ作りの材料代（月1～2回）
行事費	実費	（入居者の希望による）
コピー代	10	1枚
テレビ等電気機器持込料（電気代）		別表5参照
ドライクリーニング	実費	
特別室費	550	1日（該当室は別表6参照） 平成21年1月1日以降に入居 された方のみ対象

（別表 5）
電気機器持込料（電気代）

単位：円

項 目	月 額	項 目	月 額
テレビ・CD ラジオ・パソコン	100	空気清浄機	200
DVD ビデオレコーダー	100	電気毛布	400
多機能端末機器（充電器）	100	電気カーペット	400
加湿器	400	アンカ	200

（別表6）
特別室費
対象室 明細

2階	3階	4階
201、202、203 205、206、207	301、302、303 305、306、307 308、310、311 313、316、317 318、331、332 333、335、336 337、338、340 341、342	401、402、403、 405、406、407 408、410、411 412、413、415 416、417、418 420、421、422 423、428、430 431、432、433 435、436、437 438、440、441 442

（別記）
特別室設定の根拠

1. 眺望、日当り良好の室
2. 床面積の広い室